

生活習慣病管理料 一部改善へ 同月再診時 外来管理加算算定可に

●保険医協会の要請一部実現へ！ 外来管理加算で改善

3月28日に厚労省は令和6年診療報酬改定（6月実施）に関する疑義解釈を出しました。今回の改定では「生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）を算定した場合は、外来管理加算は算定できない」としていましたが、今回の疑義解釈では「生活習慣病管理料の算定日と別日の再診であれば、外来管理加算が算定可能」という扱いが示されています。

今回の改定での「特定疾患療養管理料の改悪」及び「生活習慣病管理料の問題」について、大阪府保険医協会では、会員の先生方から署名等のご協力をいただき、3月14日に厚労省要請を行っていましたが、僅かとはいえ改善されたといえます。本当にありがとうございました。

問133：（※前略）生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定した月において、当該算定日とは別日に（※中略）診療を行った場合に、外来管理加算を算定することは可能か。

答：外来管理加算の算定要件を満たせば可能。

問144：地域包括診療加算、地域包括診療料、生活習慣病管理料（Ⅰ）、生活習慣病管理料（Ⅱ）の施設基準において、「患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル

処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。」について、院内の見やすい場所に掲示していることが求められているが、具体的にどのような内容を掲示すればよいか。

答：（※前略）

- ・28日以上 of 長期の投薬が可能であること
- ・リフィル処方箋を交付すること

のいずれの対応も可能であることを掲示すること。

⇒詳細はQR
より（疑義解
釈その1）



●引き続き保険医協会の運動へご協力をお願いします

ただし、上記のようにリフィルの対応が可能な旨の院内掲示が求められるほか、多くの点数が包括されているなど、問題の多い改定であることに変わりはありません。現在、保険医協会では先生方の声を受けた掲示物の検討などを行っていますが、引き続き保険医協会の運動へのご協力やご意見をお寄せいただけますようお願いいたします。

→【FAX】06-6568-2389大阪府保険医協会へご意見ください←

差し支えなければ以下もご記載ください（地区 ）（医療機関名 ）